

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

2020年5月21日 日本共産党岡山県委員会
委員長 植本 完治

【総務省】

1. 特別定額給付金は一回限りでなく、状況に応じて継続的に給付すること。
2. 各種支援策について自治体に丁寧に説明し、「丸投げ」にならないよう、自治体のミスで抜け落ちる（支援策が住民や事業者伝わらない）などのないようにすること。

【財務省】

1. 消費税を少なくとも5%に引き下げること。

【厚生労働省】

（医療・健康面の不安解消）

1. PCR検査がもっと受けられるようにすること。
 - ・帰国者接触者相談センターに相談しなくても、医師が必要だと判断する方については、迅速にPCR検査を受けることができるようにすること。
 - PCR検査センター設置のための国の予算を大幅に増やし、県が検査体制の拡充、センターのさらなる増設にとりくめるようにしてほしい。
2. マスクや消毒液について、医療機関や福祉施設など必要なところに優先的に確保するとともに、一般国民向けの市販品が早く出回るよう生産体制の確立を急ぐこと。
3. 感染者や家族、感染者が勤務する会社などに対する風評被害や差別偏見を防ぐため、正確な情報を国民に伝えること。
4. 感染者の行動履歴について、個人が特定されたり差別を生んだりすることのないよう十分配慮した上で、感染拡大防止とデマ拡散防止の観点から、正しい場情報を速やかに公開することが重要となる。国として自治体向けガイドラインを示すこと。
5. 国民健康保険や後期高齢者医療で自治体が傷病手当金制度を創設した場合、給付対象を被用者に限定せず、全加入者に広げ、国として財政措置をとること。
6. 国民健康保険について、資格証も短期証もやめて、正規の保険証を交付できるようにすること。
7. 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険料減免について、現在の

「3割減収」という基準では生活困窮の実態に見合わない。保険料の減免要件を緩和し、自治体の実態に即した対応をできるようにすること。

あわせて、自治体が一般会計からの繰入をできるようにすること。

8. 妊婦のPCR検査を徹底し、安全な出産ができるようにすること。

(医療機関)

1. 医療現場では依然として感染防護具が著しく不足している。確保策のさらなる強化を図っていただきたい。

- ・サージカルマスクは、患者に相対する職員にしか配布されない。しかも、1人月4枚。他の職員は各自で調達。数少ないサージカルマスクを洗濯して繰り返し使用している（県内の複数の医療機関）
- ・ゴーグルは工業用を使用している（岡山市内の医療機関）
- ・フェイスシールドやガウンを自作している（県内の複数の医療機関）
- ・クリアファイルを使ってフェイスシールドを製作しようとするも、クリアファイル自体が品薄になっている（県北の医療機関）

2. 新型コロナウイルス感染症対策にあたる医療機関に対して、コロナ患者のために病床を空けておくことによる減収、コロナ患者に対応するための一般診療や入院患者数の縮小などによる減収、専任の医師や看護師、医療機関体制をつくるための経費など、コロナ対策にかかる費用を全額補償していただきたい。地域の医療を崩壊させないように今、補助制度の創設や診療報酬の暫定前年並み支払いなど、積極的な財政支援を行うこと。

- ・感染症病床がある病棟は、院内感染防止のために感染症病床以外の病床を空床にしているため減収となっている（岡山市内の医療機関）
- ・新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために施設を改修し、軽費が増加した（岡山市内の医療機関）

3. 新型コロナウイルス患者の対応にあたる医療機関も、一般の医療を続ける医療機関も、受診抑制による深刻な減収に直面している。地域の医療提供体制を維持するための財政措置をおこなっていただきたい。

- ・4月の入院外患者が、昨年対比18%減（岡山市内の医療機関）
- ・4月の医業収益が、昨年対比2%減（倉敷市内の医療機関） など

4. 新型コロナウイルスに対応した医療機関等の従事者へ、国として特別手当を創設していただきたい。

- ・総行公第70号・総行給第15号「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」などにもとづき、手当を創設する自治体が出始めている。
- ・感染リスクが大きい医療現場は院内感染、クラスターの発信地にならない

- いよう、日々細心の注意が求められ、精神的にすり減ってしまう。
- ・看護師や介護士の必要人数が確保できない場合、同じ人に大きな負担がかかる。
5. 新型コロナのもとでも、感染防止をおこないながら従来の治療が十分受けることができるよう、医療機関への人的・物的・財政的支援や助言等をおこなうこと。
 - ・新型コロナの影響で、予定されていた手術を受けることができずに一時退院させられた事例がある（県北の医療機関）
 6. 医療機関と医療従事者への風評被害を防止するため、啓発活動を実施していただきたい。
 - ・感染症指定病院に対する風評（県北の医療機関）
 - ・風評被害により患者数減（岡山市内の医療機関）
 7. 精神科病院において新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、精神保健福祉法の行動制限の濫用とならないように留意し、良質な治療や支援を受けることができるなど適切な対応が図られるようにしていただきたい。

精神科病院での入院を継続する場合であっても、重症化した場合の受け入れ体制を確保していただきたい。
 8. 自治体健診について、開始時期の延期や期間の延長がしやすいようにすること。
 9. 自治体検診のための感染防止対策に必要な経費は、国において補償すること。

（その他医療関係）

1. 「地域医療構想」の策定に使用した 2013 年度の NDB のレセプトデータ及び DPC データには当然新型コロナウイルス感染症や今後の新興感染症の発生にともなうデータは含まれていないことから、「構想」をゼロベースで見直すこと。
2. 「ベッド数を減らせ」と求めてきた公的・公立医療機関の「統廃合」の矛盾が明らかになった。住民の命と健康のためには地域医療体制の拡充こそ必要であり、特に人口減少地域では公立病院が果たす役割は極めて重要である。「公的・公立医療機関の統廃合」は白紙にすること。
3. 「岡山県医師確保計画」の策定に使用した医療需要（受療率比）には当然新型コロナウイルス感染症や今後の新興感染症の発生にともなう需要は含まれていないことから、「計画」をゼロベースで見直すこと。
4. 第 8 次岡山県看護職員需給推計は、「地域医療構想」との整合性を確保して推計されていることから、「構想」と併せてゼロベースで見直すこと。

(福祉事業所関係)

1. 介護や障害者支援など福祉事業所における感染防止のための必要経費を国において補償し、事業所が十分な感染対策にとりくめるようにしていただきたい。
2. マスクや消毒液、防護服等についても、引き続き十分提供すること。安心して、介護の仕事に従事できるよう、必要資材は介護施設にも確実に提供していただきたい。
 - ・自宅で防護服を作り、持参している職員もいる（矢掛町）
3. 高齢者のデイサービスや障害者通所支援など、感染防止のための休止や利用控えなどによる減収分を国において全額補償していただきたい。地域の介護・福祉を崩壊させないように、補助制度の創設や診療報酬の暫定前年並み支払いなど、積極的な財政支援をしてほしい。
4. 介護の通所系事業所における利用者や職員への感染拡大防止対応について、通所や出勤の自粛を求めることができる基準を公的に策定すること。基準の策定に当たっては、利用者本人だけでなく、同居者やいわゆる「週末帰省介護」に来る家族等の体調や行動状況等も考慮に含めること。
5. 介護する側である家族等が感染した場合に、高齢者を隔離・養護するシェルターの施設について、借上げを含めた確保を、介護者の確保とあわせて進めること。

(労働関係)

1. 解雇や派遣切り、内定取り消しなどがなく実行ある対策を講ずること。
2. 休業や失業者に対する生計費保障について、イギリス等の事例も参考にしながら、迅速かつ十分な額が給付できる制度を創設すること。
3. 雇用調整助成金制度については、10割支給、本人支給、迅速支給、簡便手続が可能となるよう制度改善すること。
4. 事業主が制度利用せず無給・減給・解雇・内定取り消し等の状態にある被用者や学生等に対して窓口を設けて相談にあたりるとともに、事業主に対して制度活用を強く促すこと。
5. 休職、解雇、内定取り消し等によって、無給・減給などになった労働者本人（非正規も含む）が申請できる収入補償の制度を創設すること。
6. 福祉・保健・医療、教育、防災、各種技術職員等の人材はまだ不足している。特に公務職場で新規卒業者がこのような分野で活躍できるよう、採用数を増やすこと。地方公務員の採用を増やすための特別交付金など財政措置を講ずること。

(子ども関係)

1. 放課後児童クラブへの財政支援を強化すること。
 - ・支援員等の確保、学校が午前授業の時などを含め通常より早く開所することへの財政支援、1日保育を行う場合の給食等提供、場所の確保など。
2. 学校休業中に行き場のない子ども達について、民間の学童保育（自治体に登録していない事業者を含む）やファミリーサポートなどが受け皿となる実態があった。民間学童保育の中には、長時間開所による経費増と利用減による減収のダブルパンチで利用料を値上げせざるを得なかったところもある。事業者への財政支援や利用者の負担軽減を行うこと。
3. 開設を継続していた放課後等デイサービスや放課後児童クラブ、民間保育園は、利用の自粛により大きく減収している（瀬戸内市）。
 - このような施設に対し、運営費への補償をおこなうこと。
4. 休校に伴う放課後等デイサービスの利用料についての個人負担は「国が責任をもつ」と言いながら、実際には個人負担が増えている。1カ月3万円の支払いが生じている（瀬戸内市）。
 - 個人負担が増えないよう事業所への十分な支援をおこなうこと。自治体がおこなう支援制度についても国が責任をもつこと。
5. 認可外保育施設についても、事業者への財政支援や利用者の負担軽減を行うこと。

【経済産業省】

1. 事業主に対して、融資や利子補給にとどまらず、経営や雇用の持続のための補助制度を構築すること。特に固定費に対する補助を迅速に行うこと。制度構築に当たっては、事業への影響の長期化に鑑み、継続・反復的なものとする。
2. 影響を受けたすべての事業者、個人に無条件で補償をおこなうこと。前年度比較ができない新規開業者に対しても補償をおこなうこと。
3. 国税や雇用保険料等の減免を行うこと。
 - ・「納付の猶予、換価の猶予では、1年後に大きな負担がかかるので申請できない」という声が多くある。
4. 自治体が税や公共料金等の減免を行う際に財政支援すること。
5. 公共料金の免除、家賃支援をただちに進めること。
6. 自身の物件で事業をおこなっている事業者は、物件取得や整備の際の借入金返済や固定資産税の支払いに困っている。返済猶予や納税猶予ではなく、

減免や支援制度の創設を。

7. 持続化給付金は、ウェブ申請だけでなく、窓口での紙による申請も認めること。相談窓口を増やすこと。そのための財政支援をおこなうこと。
 - ・岡山県内の申請サポート会場は県南の岡山市に 1 か所のみ。少なくとも西部や県北にも設置してほしいという声が多い。
8. 持続化給付金を一度限りにせず、状況に応じて継続的に給付すること。給付金額を増額すること。審査は迅速におこなうこと。
9. 多くの小規模事業者は事業継続できるのか、やめるのかの分かれ道になっている。収束後も客足が戻るまで長期間を要することにも不安を感じている。迅速で、継続的な支援策を講じていただきたい。
10. 飲食店にテイクアウトを導入する際の保健所等の手続きをできる限り簡素化すること。テイクアウト製品化に必要な経費を支援すること。
11. 観光業について、インバウンドや県外への移動自粛が続く中、長期にわたり深刻な減収が続くと考えられる。g o t oキャンペーンまで待てない。事業を維持するために今必要な支援、長期にわたる支援を。
12. 今後、休業要請・自粛要請等をおこなう場合には、減収補填策と一体に行うこと。

【農林水産省】

1. 農業者のうち個人や小規模などで、現在の支援諸制度では対象外とされている方が多く存在する。現在の支援制度の対象に含めるよう制度改善するとともに、「コロナ後」にも営農を続けられるよう継続的な支援を行うこと。

【文部科学省】

1. 今後、学校を休校する際に、学童保育に在籍していない児童や、小学校高学年生や中学生、兄弟姉妹がいる場合であっても、保護者の希望があれば、学校で受け入れること。受け入れの判断は学校が行えるようにすること。考え方を自治体に明確に示すこと。
2. 今後、学校を休校する際に、学校での預かり児童生徒や放課後児童クラブの児童に対して、給食を提供できるようにすること。または、昼食費用への公費支援制度を創設すること。
3. 児童生徒や保護者等への対応にあたる教職員等のメンタルヘルスが懸念される。教職員等に対して相談支援や休暇取得などを拡充できるよう支援すること。

4. 休校解除の不安の声を多く聞く。子どもや親が安心できる基準や検査実施の公表を求める。
5. 休校が解除された後も、様々な事情で休まざるを得ない児童生徒にも、十分な学習支援をおこなうこと。
6. 休校によって遅れた児童生徒の学習を支援するために、大学生等のアルバイトを採用することも検討し、少人数できめ細かな学習支援ができる対策を講じること。
7. 高校生がいる家庭にも現金給付の上乗せ支援をおこなうこと。
8. 大学の学費、学生の生活支援を早急に行い、新型コロナの影響による退学者を出さないようにすること。
 - ・国公立を問わず、すべての大学生（留学生も含む）の学費を半額を免除する制度を創設すること。
 - ・新型コロナの影響でアルバイトがなくなった学生に収入補償をおこなうこと。
9. オンライン授業が始まっても、PCやWi-Fi環境がなく授業が受けられないケースがある。環境整備に対する補助をおこなっていただきたい。
10. 奨学金の猶予や減免制度の周知を徹底すること。自治体の奨学金についても猶予や減免ができるよう財政支援すること。
11. 「学校9月入学制」は多面的な検討が必要。国民合意を前提に慎重な対応をおこなうこと。
12. 新規高卒・学卒者の就職難が懸念される。未就職卒業者が卒業後数年間は出身高校・大学・専門学校等の就職相談・支援を利用できるようにすること。そのため、高校や大学・専門学校等に対し財政支援をおこなうこと。

以上